# 平成29年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所 平成29年3月24日(金)午後2時 議会棟AB会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

 1番 嶺 岸 勝 志
 2番 成 島 誠

 3番 大 炊 三枝子
 4番 中 野 栄

 5番 大 井 栄 一
 6番 根 本 博

 7番 田 村 星 寿
 8番 宮久保 勝

 9番 三 須 清 一
 10番 須 藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

 次
 長
 成
 嶋
 文
 夫

 次長補佐
 落
 合
 敦

 農地係長
 富
 塚
 隆
 則

5. 欠席事務局職員

局 長 渡辺唯男

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正(案)について

議案第4号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3

項の規定に基づく承認の取り消しについて

# 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する

# 専決処分について

**三須清一会長** こんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成29年第3回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立 しております。

初めに、会議規則第 18 条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

- 5番 大井栄一委員
- 6番 根本博委員

よろしくお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

# 事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第4号まで、合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

議案第2号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は新規が 17件、再設定が20件です。

議案第3号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正(案)について」です。 議案第4号は「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定 に基づく承認の取り消しについて」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### 三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

# 事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年3月24日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1の議案資料は1ページから10ページまでとなります。

申請地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の登録地目が田、現況地目が雑種地の一筆、面積は 634m<sup>2</sup>です。譲受人の我孫子市が農地を借用し、多目的広場とするものです。申請地は

なお、この申請地は許可を受けずに平成 17 年ごろから多目的広場として利用しており、 これに対してこのたび経緯を記した理由書が提出されています。

申請地は手賀沼の魅力を発信する拠点とすべく、平成 17 年度に我孫子市農振協議会の 諮問を経て千葉県と協議を行い、農業振興地域内農用地区域から除外を行っていたものです。今後は桜を植樹し、〇〇〇を含め、手賀沼沿いの周遊を楽しめる整備を行おうとするものです。隣接農地所有者の意見としては特に問題はありません。桜の植樹の際は枝が自身の農地に入らないようにしてほしいとのことでした。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請地の農地は西側の端にあり、周辺農地との分断がないこと、農用地区域からの除外を行っていることや隣接の土地等に影響が出ないように対応を行うことの確認をしました。 目的の実現の確実性については多目的広場として整備されており、予算の問題もありません。

以上のことから、農地法5条の許可要件は満たしております。

なお、無許可で多目的広場として使用していたことに対しては、申請地は以前看板が立っており景観上の問題があった場所になっていたことや、申請人から謝罪があり、今後は 法を遵守することを確約しております。

以上の内容を基に審議したところ、土地の現況、土地利用の状況、申請人が深く反省していることなど、土地の農業上の利用の確保及び公益並びに関係人の利益を考慮した結果、第2調査会では全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある 委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 この下の角ですよね。

三須清一会長はい。

中野栄委員 これからは市のものになるということですか。賃借ですか。

三須清一会長 事務局。

事務局 こちらは市のほうが地主さんから借りて運用するということです。

中野栄委員 ああ、そうですか。例えばここは看板とかは立てられないんですか。

三須清一会長 事務局。

**事務局** 市が借りますので市がオーケーを出せば立てられるとは思いますけれども、市が借りていますので公共性のある中身であるということと、看板に関する規制がありますのでその範囲内に収まるということであれば可能性はあると思います。

中野栄委員 分かりました。ありがとうございます。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。 続きまして、議案第1号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案資料は11ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は○○字○○○地先の地目・畑 一筆、面積は 945m² です。JR○○駅の北東約2km に位置しています。位置図は議案 資料 14ページをご覧ください。

譲受人は太陽光発電所の発電及び売電事業を行っている株式会社ナノで、譲渡人は市内在住の方です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は土地代金 2 〇〇〇万円、施設建設費は〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、合計〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円です。自己資金ですべて賄うものです。

なお、東京電力への売電価格は1 kw 当たり税別 $\bigcirc\bigcirc$ 円で、20 年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人と代理人立会いの下、現地調査を行い、審議をしました。

申請地は現在は農地として活用されておらず、今後も耕作の見込みがないこと、周囲に さえぎるものが少なく、東南からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置する 事業者と売買契約が合意したため、農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内の自然浸透で処理する。周辺の土地や農地に対し土地境界を明確にし、 土砂等が流出することのないよう管理を徹底する。定期的に周辺土地所有者との意見を聴 取し、対策を講じていくとのことです。

第2調査会では、立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との 結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある 委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号 30 から 37 については〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員が利用権設定者となります。両委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

# 事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤 強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)に ついて決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年3月24日、 我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 28 ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号1から 17 までの 17 件、賃借権の再設定が整理番号 18 から 29 までの 12 件、使用貸借権の再設定が 30 から 37 までの 8 件です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田3筆、合計面積は 6,041m²です。借受者は〇〇の農業者、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 1,018m²です。借受者は〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万円で、期間は3年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 1,018m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万円で、期間は3年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,002m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者も〇〇市の方です。賃借料は 10 アール当たりその年の J A 西印旛出荷の米〇〇kg の金額で、期間は6年間です。

整理番号 5 の設定農地は $\bigcirc$ 〇地先の田 4 筆、合計面積は 1 万 1,413 m  $^2$  です。借受者は整理番号 4 と同じで、貸付者は $\bigcirc$ 0の方です。賃借料は 10 アール当たりその年の 1 A 西 印旛出荷の米 $\bigcirc$ 0kg の金額で、期間は 6 年間です。

整理番号 6 の設定農地は $\bigcirc$  〇〇地先の田 5 筆、合計面積は 9,223 m  $^2$  です。借受者は $\bigcirc$  の農業者で、貸付者は $\bigcirc$  ○の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリ $\bigcirc$  ○  $\bigcirc$  kg で、期間は 10 年間です。

整理番号7の設定農地は〇〇〇地先の田4筆、合計面積は1万 2,272m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号6と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10 アール当たりコシヒカリー

等米○○kg で、期間は 10 年間です。

整理番号8の設定農地は $\bigcirc$ ○○地先の田一筆、面積は 3,342m²です。借受者は $\bigcirc$ ○の 農業者で、貸付者も $\bigcirc$ ○の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米 $\bigcirc$ ○kg で、期間は6年間です。

整理番号9の設定農地は〇〇字〇〇地先の田二筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇の田二筆、合計面積は1万 2,699 m²です。借受者は株式会社山崎フロンティア農場で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり玄米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号 10 の設定農地は $\bigcirc$  の地先の田 5 筆及び $\bigcirc$  ○ ○ 地先の田一筆、合計面積は 1 万 6,203 m  $^2$  です。借受者は整理番号 9 と同じで、貸付者は $\bigcirc$  の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米 $\bigcirc$  kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 11 の設定農地は $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 2 $\bigcirc$ 0地先の現況地目・田6筆、畑4筆、合計面積は 1万 1,147 $\mathrm{m}^2$ です。借受者は $\mathrm{NPO}$ 法人手賀沼トラストで、貸付者は $\bigcirc$ 0の方です。賃借料は 10 アール当たり $\bigcirc$ 万円で、期間は 3 年間です。

整理番号 12 から 17 の設定農地は $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 00地先の現況地目・畑 12 筆、合計登記面積は 9,665 m 2 になります。実測面積は 1 万 1,525 m 2 です。借受者は我孫子市で、貸付者は市内 6 名の方です。賃借料は 10 アール当たり 1 年目 $\bigcirc$ 万 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 円で、期間は 3 年間です。

整理番号 18 の再設定農地は $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0つ地先の田 5 筆及び $\bigcirc$ 00の田二筆、合計面積は 1 万 1,763 m  $^2$  です。借受者は $\bigcirc$ 0の農業者で、貸付者は $\bigcirc$ 0の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米 $\bigcirc$ 0kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 19 の再設定農地は〇〇字〇〇地先の畑二筆、合計面積は 1,050 m <sup>2</sup>です。借受者はNPO法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

整理番号 20 の再設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 781m²です。 借受者は整理番号 19 と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万 円で、期間は3年間です。

整理番号 21 の再設定農地は $\bigcirc$   $\bigcirc$  心地先の田二筆、合計面積は 4,103 m  $^2$  です。借受者は整理番号 8 と同じで、貸付者は $\bigcirc$  の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ $\bigcirc$   $\bigcirc$  kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 22 から 29 の再設定農地は $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$ 0 地先の現況地目・畑 11 筆、雑種地 5 筆、合計面積は 5,982 $\mathrm{m}^2$ です。借受者は我孫子市で、貸付者は市内 5 名の方です。賃借料は 10 アール当たり $\bigcirc$ 5 $\bigcirc$ 6 $\bigcirc$ 7 $\bigcirc$ 7 $\bigcirc$ 9 $\bigcirc$ 8 期間は 3 年間です。

整理番号 30 から 37 の再設定農地は、整理番号 22 から 29 の市が借り受けた農地を株

式会社あびベジへ使用貸借するものです。 事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.15 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 220 日で、妻が 160 日、子が 40 日です。トラクター3 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2及び3の借受者の経営面積は、借受地が約10.28 アールです。農業従事日数は本人が年間260日で、トラクターを保有しています。

整理番号4及び5の借受者の経営面積は、借受地が約90アールです。白井市の青年等就農計画認定者です。

整理番号6及び7の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.85 ヘクタールです。農業 従事日数は本人が年間 300 日で、妻と母が 50 日、子が 30 日、父が 20 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号8及び21の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.36 ヘクタールです。農業従事日数は本人が300日、妻及び父が200日、母が100日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号9及び 10 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.14 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 280 日、社員3人が 250 日、社員一人が 200 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 11、19 及び 20 の借受者の経営面積は、借受地が約 0.75 ヘクタールです。整理番号 11 での農業従事日数は会員 17 名により延べ 158 日で、水稲、景観作物、野菜などの栽培を計画、整理番号 19 での農業従事日数は会員 17 名により延べ 192 日で、ソバ、ジャガイモ、ネギ、枝豆などの栽培を計画、整理番号 20 での農業従事日数は会員 17 名により延べ 136 日で、コメ作りを計画しています。

整理番号 18 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 12.8 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、父が 250 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から37までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 2 号の整理番号 30 から 37 を除く、整理番号 1 から 29 に対する質疑に入ります。なお、整理番号 12 から 17、整理番号 22 から 29 は関連性がありますので一括の審議でお願いします。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

#### (なし)

ございませんか。

#### (なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号の整理番号1から 29 を採決します。決定することに賛成の委員は 挙手をお願いします。

#### (挙手全員)

拳手全員と認め、議案第 2 号の整理番号 1 から 29 は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第2号整理番号 30 から 37 に対する質疑に入ります。なお、これらは関連性がありますので一括の審議でお願いします。

○○○○○委員と○○○○委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。

これにご異議ございませんか。

# (異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員、退室)

何かご意見がある人は。どうですか。ございませんか。

## (なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第2号の整理番号 30 から 37 を採決します。決定することに賛成の委員 は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号 30 から 37 は原案どおり決定することとしま した。

- ○○○○ 委員と○○○ 委員には自席に戻っていただきます。
- (○○○○○委員と○○○○委員が自席に戻ったことを確認)

宮久保委員は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続いて、議案第3号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正(案)について」

を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

# 事務局 議案書の22ページを開いてください。

議案第3号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正(案)について」。我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成29年3月24日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

事務局処務規程の「専決処分を実態と合わせること」と新たに「軽易な事務処理について」次長の専決事項を設けるため、及び「公印管理者を次長」とするため、さらに「代決」を明確にするとともに条文を整理するために改正するものです。

具体的に今回の主な改正は、局長とか職名は実務的なところなんですけれども、事務処理の第8条の規定について、改正前は「事務の処理はすべて事務局長を経て会長の決裁を受ける」となっていたところを「第7条及び8条に規定する専決事項を除き、すべて局長を経て」というふうに変更いたしております。

それから「局長の専決事項」のところに関してですけれども、こちらのほうから一部除いております。「第8条」で次長の専決事項を設けまして、改正前の局長の専決事項の一部についてこちらの次長の専決事項にいたしております。読み上げます。「第8条、次長の専決事項は別表第1共通専決事項に規定する課長、主管課長及び契約担当課長の決裁共通専決事項の例による。次長は前項に規定するもののほか、次の事項について専決する。

- 1、転用事実証明、農地台帳記載事項証明、受付証明、受理通知証明、許可処分証明、その他軽易な証明事務に関すること。2、軽易な報告、照会、回答及び通知に関すること。
- 3、文書の収受及び発送に関すること。4、その他軽易な事務処理に関すること。

以上の点につきまして次長の専決事項とするというふうに定めております。

なお、関連として事務処理時間についてご意見があればいただきたく思います。現状では市街化区域での農地法第4条、第5条の農地転用が受理されたことの証明願等の事務処理時間として2時間程度といたしております。4月より事務所が水の館に移転することに伴い、局長以上の決裁を受ける際に本庁に出向く時間が必要となります。このことから局長以上の決裁を要する証明書等の発行の処理時間を一日以内と定めたいと考えております。ただ、基本的には今までどおり2時間以内を目標に証明書の交付事務を行いたいと考えています。

説明は以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

須藤委員。

**須藤喜一郎委員** よく分からないんですけども、これ、改正後は事務局に事務局長以下局長及び係長を置くとありますけども、農業委員会単独の局長ができるということですか。 それとも、今、渡辺局長は農政課なんかの管轄というか、なっていますよね。それじゃなくて農業委員会専属の局長になるんですか。そういう意味ですか。

三須清一会長 事務局。

事務局 単独で局長を置くという意味合いではなくて、文言の整理、言葉上の整理を今回の改正に合わせて行ったということでご了解いただければと思います。処務規程うんぬんとかいろいろ文言が並んでいるんですけれども、これは一般的な市役所の共通の課長の権限、事務局次長というのは市役所で言えば課長相当職以上に当たりますので、それに合わせた権限を市役所と共通の言葉遣いにしたというふうにご理解いただければと思います。今まで事務局長の決裁を得なければならなかった市街化区域の届出などがあります。今度水の館のほうに事務局の大半が移りますが、事務局長は今の場所に残ります。そうなりますと局長の印鑑をもらうためにその都度来るというのはなかなか難しいので、この際本来市役所の部署の課長職であれば持っている権限を課長相当職の事務局次長に与えてしま

三須清一会長 よろしいですか。

三須清一会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

って、それで運用をスムーズにやりましょうということです。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり改正することとしました。

なお、証明書の交付事務については市民サービスに配慮し、適切に処理してください。 続いて、議案第4号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項 の規定に基づく承認の取り消しについて」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の27ページをお開きください。

議案第4号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認の取り消しについて」。我孫子市農業委員会より特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認を受けた下記の農地について、我孫子市長より承認の取り消しの申請がありましたのでこの会の意見を求めます。平成29年3月24日、我孫子農業委員会会長、三須清一。

平成6年5月13日付け及び平成11年1月25日付けで承認されました農地について、 平成29年3月31日をもって当該農地で開設していた〇〇〇〇〇〇市民農園が閉園と なるため意見を求めるものです。

説明は以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 何も分からないので。特定農地って何でしょうか。

三須清一会長 事務局。

事務局 この場合、市が農園として貸し付ける目的のためにここの地権者さんから借りたとき、この特定農地に関する規定に基づいて地主さんから我孫子市が借りて、その農地を家庭菜園をやる人のために貸し付けたというかたちです。通常の農地法の貸し借りとはまた違う扱いになっているということなんですね。ここはもう市民農園としては活用しませんので契約は解除するんですけれども、今、市のほうで○○○地区については農業や環境を保全することを目的としていろいろ今計画を練っている最中なので、実際にはこの農地は引き続き市のほうで借り受けて今後いろいろ展開はしていく予定です。中身までは決まってないんですけどね。ただ、市民農園としての役割は終えたので、市民農園のための貸付はここで一度解除するというふうにご理解していただければと思います。

三須清一会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決します。 賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は承認されました。 続いて、報告事項に移ります。 事務局、報告をお願いします。

事務局 報告します。報告は第1号の1件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は3件が宅地で、1件が駐車場、もう1件が浸水対策用の調整池用地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、 事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

**三須清一会長** 報告第1号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。 (なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして我孫子市農業委員会平成 29 年第3回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議長

署名人

署名人